

市民のみなさまへ

「浜松市生涯学習講師登録制度」についてのご案内

この度は、「浜松市生涯学習講師登録制度」についてお問い合わせいただきありがとうございます。

以下に、当制度についてご案内いたします。

ぜひご登録いただき、皆様がこれまで身に付けてこられた学習の成果を発揮され、浜松市の生涯学習の推進のためにご尽力をいただけますことを、心よりお待ちしております。

1 浜松市生涯学習講師登録制度とは

これまで身に付けてきた経験や専門的な知識や技術・技能等のノウハウを生かすことを希望する方に、協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設（以下「協働センター等生涯学習施設」という。）における講座・教室・講演会等の講師として、また学校等教育施設での学習講師及び学習ボランティアとして活躍する場や機会を提供することを目的に、市民自身の意思のもと、「生涯学習講師」として登録する制度です。

2 講師登録に関するご案内、登録用紙の配付、受付の場所

まず、「生涯学習講師登録希望用紙」を浜松市ホームページもしくは下記各区生涯学習担当課や協働センター等生涯学習施設窓口にて受け取り、ご記入の上、創造都市・文化振興課にメールで送付もしくは下記窓口にご提出ください。その後、「生涯学習講師養成講座」にご参加ください。

「生涯学習講師養成講座」にご参加いただいた際に、講師として登録を希望される方に「生涯学習講師登録用紙」を配付し、受付をします。

【協働センター・ふれあいセンター等生涯学習施設】

中区	東部協働センター	東区	天竜協働センター	南区	南陽協働センター	天竜区	二俣協働センター
	西部協働センター		笠井協働センター		新津協働センター		上阿多古ふれあいセンター
	南部協働センター		積志協働センター		白脇協働センター		下阿多古ふれあいセンター
	北部協働センター		長上協働センター		五島協働センター		熊ふれあいセンター
	曳馬協働センター		蒲協働センター		可美協働センター		光明ふれあいセンター
	富塚協働センター	西区	庄内協働センター	北区	都田協働センター		浦川ふれあいセンター
	佐鳴台協働センター		伊佐見協働センター		三方原協働センター		竜川ふれあいセンター
	高台協働センター		和地協働センター		三ヶ日協働センター		城西ふれあいセンター
	県居協働センター		篠原協働センター		引佐協働センター		山香ふれあいセンター
	中部協働センター		神久呂協働センター	浜北区	浜名協働センター		春野文化センター
			入野協働センター		庵玉協働センター		佐久間協働センター
			雄踏協働センター		中瀬協働センター		水窪文化会館
			舞阪協働センター		北浜南部協働センター		龍山森林文化会館

【区役所】 中・西・北・浜北・天竜区役所 まちづくり推進課
東・南区役所 区民生活課

【市役所】 創造都市・文化振興課（本館3階）

市民のみなさまへ

3 登録手続きの仕方

- ①令和3年度より開催される「生涯学習講師養成講座」に参加してください。（年7回程度開催されるうち1回以上参加してください。）
- ②受講後、会場で配付される「生涯学習講師登録用紙」に記入してください。
- ③記入した「生涯学習講師登録用紙」をその場で提出するか、後日協働センター等生涯学習施設、各区生涯学習担当課窓口に提出するか、もしくは創造都市・文化振興課に郵送してください。

※パソコンで入力したものを持出ししたい方は、会場で申し出いただいと、後日創造都市・文化振興課よりメールで講師登録用紙のExcelデータが送られてきます。必要事項を入力し、データをメールにてご返信ください。

4 登録後の流れ

- 講師の紹介を希望する市民に、可能な範囲で情報を提供します。情報提供をする前には、必ず生涯学習施設職員より電話連絡をさせていただき、情報提供をしてよいかの意思確認をさせていただきます。
- 協働センター等生涯学習施設が主催する講座・講演会等の講師を決める際、または学校等教育施設より講師紹介の依頼があった際、登録データから検索し、講座・講演会の内容に該当する登録者にご連絡をとらせていただきます。
- 講師登録されたみなさまに、講師の要望が必ずあるとは限りません。ご了承ください。
- 「生涯学習講師養成講座」のご案内は、随時メール及び浜松市ホームページ等でもお知らせさせていただきます。

5 登録の更新

(1) 登録更新

生涯学習講師として、協働センター等生涯学習施設や学校等教育施設等での講座開催の実績があつてから3年間、または「生涯学習講師養成講座」への参加最終年度から3年間は、生涯学習講師として登録が継続されます。

(2) 登録内容の変更

登録時に記載された内容に変更等が生じた場合、または登録を辞退したい場合には、登録者ご本人が、速やかに、創造都市・文化振興課に申し出てください。

6 留意事項

(1) 登録上の分野の制限

生涯学習事業の講師登録のため「営利」「宗教」「政党」の活動を目的とする場合の登録は認められません。その他、特に生涯学習の分野に制限はありません。

(2) 登録完了のご連絡

- ・登録完了のご連絡はいたしません。ただし、メールで「生涯学習講師登録用紙」をご提出された場合は、受信確認のメールをいたします。
- ・ご提出いただいた「生涯学習講師登録用紙」を基に、創造都市・文化振興課で登録作業を行い、登録完了となります。

市民のみなさまへ

(3) 講師謝礼、受講料等

- ・市から講師として依頼する場合、市の規定に従い、謝礼をお支払いします。
- ・学校や地域団体等で活動する場合は、依頼者の意向によります。
- ・講座や教室の学習内容で必要となるテキストや資料、用具等の代金は、受益者（受講者）負担として、講師がその実費を徴収することができます。その旨を講座等の開催案内（協働センターだよりなど）に記載してください。
- ・上記の領収書は講師名で作成し、受講者へ必ず渡してください。

(4) その他

市担当者からメールにてご連絡させていただくことがあります。
@city.hamamatsu.shizuoka.jp からのメールを受信できるよう、
設定をお願いいたします。

生涯学習講師をしてみようと思ったら…

